

金属・非金属・石灰石・亜炭鉱山に係る検査又は調査の結果(令和元年度)

関東東北産業保安監督部

検査等年月日	鉱山名	鉱種	操業状態	検査等内容	結果	措置内容
5月22日～23日	足尾	銅	休止	鉱山保安法第47条第1項に基づき、災害発生に係る原因及び法令の遵守状況等について立入検査を行った。	不適	発生した災害について、原因究明と再発防止対策を講ずるよう指導した。
6月11日～12日	三輪	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価しその結果が保安規程に反映されるような体制になっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているかについて立入検査を行った。	適	なし。
6月12日～13日	朝日向	滑石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価しその結果が保安規程に反映されるような体制になっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているかについて立入検査を行った。	適	なし。
6月20日～21日	美の輪	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価しその結果が保安規程に反映されるような体制になっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているかについて立入検査を行った。	適	なし。
7月4日～5日	旧 大山田	金	廃止	鉱業権消滅後5年以内の廃止鉱山に対し、鉱山保安法第39条第1項の命令を発動するか否かを判断するための調査を行った。	適	なし。
7月11日～12日	足尾	銅	休止	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの排水が基準に適合しているかについて立入検査を行った。	適	なし。
7月11日～12日	新足尾	銅	休止	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの排水が基準に適合しているかについて立入検査を行った。	適	なし。
7月22日	安中製錬所	—	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、リスクが高いと認められる施設(集積場)の保守管理状況等について立入検査を行った。	適	なし。
7月30日～8月1日	羽鶴	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価しその結果が保安規程に反映されるような体制になっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているか、リスクが高いと認められる施設(粉じん発生施設)の保守管理状況及び災害後の改善状況等について立入検査を行った。	不適	保安業務の実施(保安設備(標識の設置)の機能維持)について指導した。
8月21日～22日	叶山	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価しその結果が保安規程に反映されるような体制になっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているかについて立入検査を行った。	適	なし。
8月26日～28日	日窪	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価しその結果が保安規程に反映されるような体制になっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているかについて立入検査を行った。	適	なし。
8月28日～30日	大叶	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価しその結果が保安規程に反映されるような体制になっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているかについて立入検査を行った。	適	なし。
8月29日～30日	御堂	けい石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの騒音が基準に適合しているか、保安の状況等について立入検査を行った。	適	なし。
9月9日～11日	佐渡	金・銀	休止(一部廃止)	鉱業権消滅後5年以内の廃止鉱区に対し、鉱山保安法第39条第1項の命令を発動するか否かを判断するための調査を行うとともに、休止地区の坑廃水処理施設の保安管理状況等について立入検査を行った。	適	なし。
9月17日～18日	釜無	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価しその結果が保安規程に反映されるような体制になっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	1. 保安業務の実施(使用前検査)について指導した。 2. 保安業務の実施(火薬類の暴発の防止措置)について指導した。
9月18日	諏訪	銅	休止	鉱山保安法第47条第1項に基づき、リスクが高いと認められる施設(集積場)の保守管理状況等について立入検査を行った。	適	なし。
9月19日～20日	日立	銅	休止	鉱山保安法第47条第1項に基づき、リスクが高いと認められる施設(集積場)の保守管理状況等について立入検査を行った。	不適	保安業務の実施(集積場の場内排水路の整備)について指導した。
9月19日～20日	村檜	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価しその結果が保安規程に反映されるような体制になっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	1. 防じんマスクの着用について指導した。 2. 保安業務の実施(鉱山道路転落防止設備)について指導した。

金属・非金属・石灰石・亜炭鉱山に係る検査又は調査の結果(令和元年度)

関東東北産業保安監督部

検査等年月日	鉱山名	鉱種	操業状態	検査等内容	結果	措置内容
9月26日～27日	花場	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価しその結果が保安規程に反映されるような体制になっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	1. 特定施設(鉱業廃棄物の埋立場)の届出について指導した。 2. 保安業務の実施(保安設備(駆動部のカバー)の機能維持)について指導した。 3. 保安業務の実施(保安設備(安全な階段等)の機能維持)について指導した。
10月21日	秩父	銅・鉛・亜鉛	休止	台風19号による被害状況及び保安確保状況の確認等について現地調査を行った。	適	なし。
10月23日	足尾	銅	休止	鉱山保安法第47条第1項に基づき、リスクが高いと認められる施設(集積場)の保守管理状況等について立入検査を行った。	適	なし。
10月28日～30日	田海	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価しその結果が保安規程に反映されるような体制になっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているか、鉱山からの排水が基準に適合しているか、保安の状況等について立入検査を行った。	不適	保安業務の実施(鉱山道路の標識の設置)について指導した。
11月7日～8日	青海	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、リスクが高いと認められる施設(集積場)の保守管理状況等について立入検査を行った。	不適	保安業務の実施(集積場の集積高さの管理等)について指導した。
11月25日～26日	日笠	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、災害発生に係る原因及び法令の遵守状況等について、特別検査を行った。	適	なし。
11月26日～27日	足尾	銅	休止	鉱山保安法第47条第1項に基づき、リスクが高いと認められる施設(集積場)の保守管理状況等について立入検査を行った。	不適	保安業務の実施(集積場の場内排水路の整備)について指導した。
12月3日～4日	東京石灰	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価しその結果が保安規程に反映されるような体制になっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているかについて立入検査を行った。	適	なし。
12月4日～5日	石の倉	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価しその結果が保安規程に反映されるような体制になっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているかについて立入検査を行った。	適	なし。
12月11日～12日	太平田	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価しその結果が保安規程に反映されるような体制になっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているかについて立入検査を行った。	適	なし。
1月20日～21日	鍋山	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価しその結果が保安規程に反映されるような体制になっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているかについて立入検査を行った。	適	なし。
1月20日～21日	新鍋山	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価しその結果が保安規程に反映されるような体制になっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているかについて立入検査を行った。	適	なし。
1月23日～24日	田源	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価しその結果が保安規程に反映されるような体制になっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	保安業務の実施(電気工作物の機能維持)他について指導した。
1月23日～24日	村樫	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの排煙が基準に適合しているか、保安の状況等について立入検査を行った。	適	なし。
1月30日～31日	御堂	けい石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価しその結果が保安規程に反映されるような体制になっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	特定施設(原動機を使用する選鉱場)の届出について指導した。
1月30日～31日	唐沢	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、リスクが高いと認められる施設(粉じん発生施設)の保守管理状況等について立入検査を行った。	不適	保安業務の実施(手すり等保安設備の設置)を指導した。
2月19日～21日	山野井	けい石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価しその結果が保安規程に反映されるような体制になっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているか、リスクが高いと認められる施設(粉じん発生施設及び集積場)の保守管理状況等について立入検査を行った。	不適	保安検査と併せて、次の各項について指導した。 1. 保安業務の実施(保安設備(集積場の水路)の機能維持)他について 2. 保安業務の実施(電気工作物の機能維持)について 3. 鉱業廃棄物の委託処分に関して

金属・非金属・石灰石・亜炭鉱山に係る検査又は調査の結果(令和元年度)

関東東北産業保安監督部

検査等年月日	鉱山名	鉱種	操業状態	検査等内容	結果	措置内容
2月20日～21日	宇根	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価しその結果が保安規程に反映されるような体制になっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているかについて立入検査を行った。	適	なし。
2月26日～27日	足利	けい石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価しその結果が保安規程に反映されるような体制になっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	1. 特定施設(人を運搬する施設:自動車)の届出他について指導した。 2. 保安規程の届出に関して指導した。
2月27日～28日	三好	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、リスクが高いと認められる施設(粉じん発生施設)の保守管理状況等について立入検査を行った。	適	なし。
3月12日～13日	持越	金・銀	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価しその結果が保安規程に反映されるような体制になっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	保安業務の実施(保安設備(集積場の水路)の機能維持)他について指導した。

稼行: 鉱業法に基づき鉱業が行われているもの。  
 休止: 鉱業法に基づき事業休止認可を受けたもの。  
 廃止: 鉱業法に基づき鉱業権が廃止されたもの。

注2: 結果の区分は、次のとおり。  
 不適: 鉱山保安法令に不適合等である事項が認められた検査等の結果。  
 適: 「不適」以外の検査等の結果。